●基準外国為替相場及び裁定外国為替相場を定める件（昭和二十四年十二月大蔵省告示第九百七十号）

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項の規定により、基準外国為替相場及び裁定外国為替相場を次のように定める。

一　基準外国為替相場

アメリカ合衆国通貨　当該年の一月から当該年の六月までの間については当該年の前年の六月から当該前年の十一月までの間における実勢相場の平均値として、当該年の七月から当該年の十二月までの間については当該前年の十二月から当該年の五月までの間における実勢相場の平均値として財務大臣が日本銀行本店において公示する相場

二　裁定外国為替相場

アメリカ合衆国以外の外国通貨　財務大臣が日本銀行本店において公示する相場